

雪を捨てる場合の支援策は?

運転手付ダンプトラック又は
積込み機械の無料貸出



軽トラック等雪寄せに
必要な用具の無料貸出

町内会等が行う除排雪作業に対し、いすれかを無料で貸し出します。事前に余裕を持ってお申し込みください。

【申し込み】秋田市道路除排雪対策本部
☎888-5751(12月10日からはコールセンターへ)

公園を雪捨て場として開放

スノーダンプや人力での除雪に限り、雪が降った地域の街区公園や児童遊園地等(市内に700カ所)を雪捨て場として開放します。

【問い合わせ】秋田市公園課 ☎888-5753

町内会、ボランティア団体など、軽トラック、融雪機、融雪管、小型除雪機その他除排雪に必要な用具を貸し出します。

【問い合わせ】秋田市社会福祉協議会 ☎862-7445

歩道の除雪は?

【除雪】10cm以上の雪が降った場合は、原則として、夜中から朝にかけて除雪します。

【排雪】主要な歩道は歩行者のすれ違いができない場合、一般歩道は豪雪時で秋田市が必要と認めた場合に実施します。

町内会、企業、その他地域で活動する団体(学生等が主体の団体は除く)10団体

【対象】町内会、企業、その他地域で活動する団体(学生等が主体の団体は除く)10団体

【実施期間】令和5年12月1日～令和6年2月29日

【応募期間】令和5年11月27日まで郵送又は持参

【条件】自己所有の除雪機を使用する場合は100m以上、スノーダンプ等の人力で行う場合は50m以上の除雪

【報償金】400円/m(1団体の上限10万円)

【条件】

持続可能な除排雪への あなたの貢献を募集します!



除雪に対する貢献 企業・事業者協力

少子高齢化による担い手不足のため、町内会などが中心となって行う除雪活動が思うようにできない地域が増えています。地域の除雪活動が円滑に行われ、安全安心な冬を過ごせるよう、社会貢献としてのご協力をお願いします。

【貢献事例】

●地元ラブピースクラブが地域除雪に2回のべ28人が参加

●秋田路線を持つ某航空会社が地域除雪に9人参加

●市内の高校がボランティア登録

●某大企業秋田支店の社員が地域除雪に9人参加

【問い合わせ先】秋田市福祉総務課地域福祉推進室
☎888-5661

ボランティア 募集 有償ボランティア

除雪を行う町内会等に報償金を支払います。

【対象】町内会、企業、その他地域で活動する団体(学生等が主体の団体は除く)10団体

【対象道路】地域にある除雪対象路線のうち私道

【実施期間】令和5年12月1日～令和6年2月29日

【応募期間】令和5年11月27日まで郵送又は持参

【条件】自己所有の除雪機を使用する場合は100m以上、スノーダンプ等の人力で行う場合は50m以上の除雪

【報償金】400円/m(1団体の上限10万円)

【条件】

●10cm以上の雪が降ったときは、原則として、除雪し、それ以外の日は状況に応じて除雪してください。

●当該私道は冬期間、市の除雪は行いません。

【問い合わせ先】秋田市生活総務課
☎888-5625

自分で除雪ができる方へ

利用条件をご覗いていただき、自分に合った支援を選んでください

除雪に対する貢献 空き地の提供(小規模堆雪場)

おおむね150m以上の住宅地内の空き地を12月から3月までの間、地域の堆雪場として無償で貸していただいた場合は、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。

【問い合わせ先】秋田市道路維持課
☎888-5625

ボランティア 募集 除雪ボランティア

高齢者や身体の不自由など自分で除雪できない世帯で作業するボランティア(個人・団体・企業)を募集します。除雪用具は秋田市ボランティアセンターでも準備しますが、活動場所への移動、防寒着の準備は各自でお願いします。なお、活動中のけがに備え、ボランティア保険に加入します(自己負担なし)

【問い合わせ先】秋田市ボランティアセンター
☎862-9774

窓口に残った雪の塊を寄せます

玄関から道路に出るまでの雪を寄せます

【対象】市が除排雪作業を行う道路に面した戸建てで住宅にお住まいで、65歳以上、または身障の不自由なたのみで自力除雪ができない世帯※自力で雪寄せができる方が同居している場合は対象外です。

※今年度から雪が重たい氷の塊にならないよう初期除雪を行なうので「自力で寄せることが困難な雪の塊が残った場合」のみ雪寄せします。

【事前登録】10月30日(月)から11月17日(金)までに秋田市道路維持課へ

【問い合わせ】☎888-5751

屋根の雪下ろし費用を援助します(豪雪時のみ)

【対象】65歳以上の高齢者のみか、65歳未満で下記のいずれかの交付を受けている方のみの世帯で、かつ市民税非課税で持ち家に限る。

①身体障害者手帳②精神障害者保健福祉手帳③特定医療費(特定難病)受給者証

【助成額】雪下ろしのみは上限1万円、雪下ろしと排雪は上限1万5千円

※高齢者と①～④のいずれかの交付を受けている方が同居する場合も含む

【申し込み先】秋田市ボランティアセンター
☎862-9774

65歳以上の方は秋田市長寿福祉課 ☎888-5668
障がいがある方は秋田市障がい福祉課 ☎888-5663

除雪ボランティアを派遣します

【対象】高齢者のみか障がいがある方がいる世帯での全てに該当する世帯

①自力で除雪ができない

②市内に親子・兄弟がいない

③③者への除雪依頼が経済的に困難

【作業例】ガスボンベやストーブの排気口が雪で覆われて危険・積雪で窓ガラスが割れそう/その他危険な状況(屋根の雪下ろし等危険が伴う場所の作業や大掛かりな排雪は行わない)

【申し込み先】秋田市ボランティアセンター
☎862-9774

【問い合わせ】秋田市ボランティアセンター
☎888-5625

事業者募集 小型除雪機を配達する事業者

【主な業務内容】地域のコミュニティセンターにある小型除雪機を使用する方の依頼に応じて指定場所、指定時間に配達し、終了後に回収

【参加要件】小型除雪機の運搬に必要な軽トラック等および運転に必要な免許がある方/小型除雪機の操作説明ができる方

【応募締切】令和5年11月10日

【選考方法】入れによる

【実施期間】令和5年12月1日から令和6年2月29日

【問い合わせ先】秋田市生活総務課
☎888-5625



秋田市の新たな除排雪の取組です!

市民の
みんなの
要望をもとに



【除雪について】

●10cm以上の雪が降った場合は、幹線道路から一般生活道路まで市内すべての除雪対象路線を除雪します。

→地域により雪の量が違う場合は、除雪する地域としない地域がありますが、同じ地域内に除雪する道路としない道路は、原則としてありません。

→庄雪(車両が雪を踏み潰して氷の上に固まつた状態)にならないよう、雪が降ったら迅速に除雪します。

※10cm未満の雪の場合でも、雪の量、急な降雨、気温、吹き溜まり等により車の通行が困難なときは機械応じて補完的に除雪します。

【除雪後に残った雪について】

●除雪を効率的に行なうために、一部の狭い道路を除き、除雪と排雪は別々に行ないます。除雪後に道路の角などに残った、交通安全上支障となる雪山は後日まとめて撤去します。

→それまでは車の通行等に多少の不便を感じる場合があることをご理解して下さい。

→排雪は自安として、主要道路は車両の交互通行および歩行者の確保が困難、生活道路は1車線の確保と歩行者の通行スペースの確保が困難、交差点は交通安全上の見通しが確保できない等の基準に従って行ないます。

【この除排雪を持続可能なものにするために】

●人口減少、少子高齢化が進み、財政規模が縮小していく中で、行政サービスであるこの除排雪を持続可能にするためには、市民一人一人が、地域社会をともに支えている一員であるという意識を持つことが大切です。

令和5年11月
秋田市

除雪に関するお問い合わせはコールセンターへ!
☎888-9400
12月10日(日)から3月15日(金)午前8時~午後8時



*大雪時の電話が繋がりやすくなるために音声自動案内「本日の除雪稼働の有無」や「オペレーターと直接話す」等が番号で選択できるようになります。

*コールセンター開設までは、秋田市道路除雪対策本部(市役所3階の道路維持課内)へお問い合わせ下さい。☎888-5751

毎日更新される「本日の除雪情報」を知りたい方、「除雪車の稼働履歴」を見たい方はLINEの友だち登録を!



「受信設定」することで、自分の欲しい情報、自分に合った情報を受け取ることができます。
※下記は除雪情報メニューのイメージです。



友だち登録はいつでもできますが、除雪の情報が提供されるのは12月からの予定です。

市民のみなさんへ大事なお願いがあります



この除雪や支援を将来にわたって続けていくためには、市民のみなさん一人一人のご理解とご協力が非常に大切なので、今まで以上に、ご協力いただきたいこと、守つていただきたいルールやマナーがあります。

●宅地内の雪を道路に出さないでください

自宅敷地の雪を道路に出すことは法律違反であり、除雪作業が大幅に遅れ、通行する車や人に迷惑がかかるので絶対にやめましょう。

●玄関前、車庫前の雪寄せは各家庭で行うようご協力願います

除雪車通過後に玄関先や車庫前に残った雪は各家庭で寄せてくださるようお願いします。

●除雪の最大の障害となる路上駐車はやめましょう

1台の路上駐車でその町内の除雪が後回しになったり、作業が中止になるなど町内全体が迷惑します。

●雪で困っている方がいるときは、みなさんで助け合いましょう

高齢者のみ等の雪寄せが困難な世帯は、互助の精神で助け合いましょう。

自分たちで除雪する場合の支援策は?

好きに選べる3つの除雪支援を紹介します。



選 抹 支	冬期間通して借りる小型除雪機を使った除雪	希望する時間と場所に届く小型除雪機を使った除雪	有償ボランティアによる除雪
対 象 者	町内会又は任意団体	町内会又は個人	町内会、企業、その他地域で活動する団体(学生等が主体の団体は除く)
除雪機の配達回収	希望する場所に配達	希望する場所と時間を電話で依頼すれば小型除雪機が届き、終了後に回収に来る(最長1日)	ー
燃 料 費	申請により市が負担	市が負担(無料)	申請により市が負担
条件 / 報 償	除雪対象路線のうち一般生活道路又は歩道を200m以上除雪すること(舗装道に限る)	除雪対象路線のうち市道および私道を合計100m以上除雪すること(舗装道に限る)	除雪対象路線のうち私道を自己所有の除雪機を使用する場合は合計100m以上、人の場合は合計50m以上除雪した場合、除雪の回数にかかわらず報償金400円/mを支払う(1団体当たり10万円が上限)
除雪機の操作講習	貸出時に操作講習	必要に応じて配達業者が操作説明可能	なし
市 の 除 雪	借りた場合は冬期間の市の除雪なし(豪雪時は市が除雪する場合あり)	あり	有償ボランティアによる除雪を実施する場合は冬期間の市の除雪なし(豪雪時は市が除雪する場合あり)
利 用 の メ 里 ト	雪の量や都合に合わせていつでも除雪が可能	除雪したい日時に小型除雪機が電話一本で届く	報償金がもらえる
利 用 の テ 里 ト	除雪しなければならない距離が長い小型除雪機の保管場所が必要	混み合う場合は希望時間に沿わない場合がある	大雪の時は負担が大きい
問 い 合 わ せ 先	秋田市道路除雪対策本部 ☎888-5751 (12月10日からはコールセンターへ)	秋田市生活総務課 ☎888-5625	秋田市生活総務課 ☎888-5625

小型除雪機の燃料支給

町内会等が除雪する際に使用する、個人所有の小型除雪機や農業用機械の燃料を支給します。

【条 件】地域の生活道路や高齢者宅の間口、ゴミ集積所等の除雪等

【支 給 量】1団体あたりの上限は年度内400リットル、作業時に随時支給

【申しこみ】12月1日から道路除雪対策本部または各市民サービスセンターへ

【問い合わせ】秋田市道路除雪対策本部 ☎888-5751
(12月10日からはコールセンターへ)

ボランティア保険の補助

町内会で除雪作業を行う際のボランティア保険を、1町内会につき、年度内1回半額補助します。

【問い合わせ】秋田市社会福祉協議会 ☎862-7445

路面凍結抑制剤の無料配布

町内会等で協力して作業を行う場合、坂道や交差点などの道路を凍りにくくするための凍結抑制剤を1回の申請で最大3袋まで道路維持課車庫(寺内字蛭根85-9)で配布します。

【問い合わせ】秋田市道路除雪対策本部 ☎888-5751
(12月10日からはコールセンターへ)

小型除雪機の購入補助(2/3)

町内会等が除雪する際に使用する小型除雪機の購入費を補助します。

【対 象 機】ハンドガイド式ローラー除雪機

【補 助 額】購入額の2/3の額(上限50万円)

【問い合わせ】秋田市生活総務課 ☎888-5625

※令和5年度の申請受付期間は11月30日まで

